

社会福祉法人真岡市社会福祉協議会生活困窮者

自立相談支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人真岡市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が受託する真岡市生活困窮者自立支援事業実施要綱（平成27年真岡市告示第67号）に規定する真岡市生活困窮者自立相談支援事業（以下「事業」という。）を円滑に行うため、必要な事項を定める。

(事業の目的)

第2条 この事業は、市内に居住する者で、現に経済的に困窮し、又は最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者（以下「支援対象者」という。）が困窮状態から早期に脱却することを支援することにより、支援対象者の社会的及び経済的自立に資することを目的とする。

(設置場所及び名称)

第3条 本会内に自立相談支援センター（以下「センター」という。）を設置し、この事業を実施する。

(開所日及び開所時間)

第4条 センターの開所日及び開所時間は、次のとおりとする。

(1) 開所日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までを除く。

(2) 開所時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。

2 本会会長（以下「会長」という。）が必要と認めるときは、

前項に定める開所日及び開所時間を変更することができる。

(実施方針)

第5条 この事業は、次の各号に掲げる方針に基づき実施するものとする。

(1) 支援対象者の尊厳を重んじ、その意思を十分に尊重し、信頼関係を築いた支援

(2) 支援対象者が地域社会とつながりを持ち、社会参加することができるような支援

(3) 支援対象者の困窮状態に常に留意した支援

(事業の内容)

第6条 この事業では、前条の実施方針に基づき、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

(1) 包括的かつ継続的な相談支援

(2) 関係機関・関係者のネットワークの構築

(3) 社会資源の活用及び開発

(4) その他目的達成に必要な事項

(職員の配置)

第7条 この事業を実施するため、次の職員（以下「相談支援員等」という。）を配置する。

(1) 主任相談支援員

(2) 相談支援員

(3) 就労支援員

2 相談支援員等は、本会職員の中から会長が指名する。

(相談支援員等の業務)

第 8 条 相談支援員等は、支援対象者に対して、個別かつ包括的、継続的に相談面接、関係機関への同行及び居宅訪問を行うものとする。

(支援の記録等)

第 9 条 相談支援員等は、国で定められた自立相談支援機関使用標準様式（以下「標準様式」という。）を用いて、次の各号に掲げる書類を作成するものとする。

- (1) 相談受付・申込票
- (2) インテーク・アセスメントシート
- (3) 支援経過記録シート
- (4) 支援ケース一覧

(支援プランの作成等)

第 10 条 相談支援員等は、支援対象者に対する今後の目標実現に向けて取り組むべきこと及び支援内容を記載した標準様式のプラン兼事業等利用申込書（以下「支援プラン」という。）を支援対象者と協働で作成するものとする。

2 相談支援員等は、支援プランの素案を作成した場合は、次条に規定する支援調整会議において意見を求め、必要に応じて修正し、真岡市長に報告するものとする。

3 相談支援員等は、相談支援を開始してから 6 か月後又は支援プランの見直しが必要と判断した場合は、新たに支援プランを作成し、再度支援調整会議において意見を求めるものとする。

(支援調整会議)

第 11 条 支援プランの内容等必要な検討を行うため、支援調整

会議を設置するものとする。

2 支援調整会議の運営に関する必要な事項は、別に定める。

(支援の終了)

第12条 支援対象者が、次の各号のいずれかに該当したときは、相談支援を終了するものとする。

(1) 就職等により生活が安定したとき。

(2) 関係機関へ引き継がれたとき。

(3) 死亡したとき。

(4) その他支援の継続が困難となったとき。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。